

「緑の募金で進めよう SDGs」

募金強化期間

春期 4月1日～ 5月31日

秋期 9月1日～10月31日



◎ 緑の募金について

緑の羽根募金運動は、戦中・戦後の乱伐による国土の荒廃を一因とする大きな災害が発生する中で、昭和25年に国土の緑化を推進する全国運動として始まりました。

当委員会は、荒廃した県土に緑をとりもどすため、昭和23年に群馬県郷土緑化推進委員会として発足して以来、緑の羽根募金という県民の皆様のご寄付をもとに、山ばかりでなく地域の公園、街路、病院、学校等の公共施設等の緑化や群馬県植樹祭、緑化苗木配布会などの緑化行事など緑化思想の高揚に大きな役割を果たしてきました。

昭和59年には、社会的な責任と活動の目的を明確にするため社団法人群馬県緑化推進委員会として法人化し、平成7年には、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（通称：緑の募金法）」が制定され、「緑の羽根募金」は「緑の募金」として生まれかわりました。

また「緑の募金法」に基づく、各県に1団体のみ認められる募金実施団体として、群馬県知事から指定を受け、森林整備や緑化推進に寄与するため、募金体制の充実と幅広い緑化事業の実施を目指すこととなりました。

更に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき、群馬県から認定を受けて平成23年5月に「公益社団法人」に移行しました。

公益法人制度のもと、公益に資する法人として責任と自覚を持って、委員会の目的達成のため、次代を担う子どもたちの緑の少年団活動の支援、群馬県植樹祭の開催や緑の大切さを次世代につなぐため、緑の募金運動を適正かつ円滑に推進して参ります。

◎ 税制上の優遇措置（寄附金控除）

群馬県緑化推進委員会への寄付金は、法人税および個人所得税の優遇措置があります。（寄附金控除の詳細につきましては、お住まいの自治体及び税務署にお問い合わせください。）

①個人の場合

- ・所得税（税額控除または所得控除の2方式から有利な方法を選択）
 - 1 税額控除方式（寄附金額（注1）－2,000円）×40%
 - 2 所得控除方式（寄附金額－2,000円）×所得税率
- ・住民税（自治体によっては寄附金額の最大10%の控除）
 - 1 県民税（寄附金額－2,000円）×4%（最大）
 - 2 市町村住民税（寄附金額－2,000円）×6%（最大）（注2）

②法人の場合

次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- 1 寄附金の合計額
- 2 特別損金算入限度額

$$[(\text{資本金等の額} \times 0.375\%) + (\text{所得の金額} \times 6.25\%)] \div 2$$

注：寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

（注1）寄附金額には、国、地方公共団体、他の公益増進法人等に対する寄附金額も含みます。

（注2）当委員会が、市町村の条例指定の対象になっている場合のみ。